

令和8年度 3号認定児童（保育所部分を利用する3歳未満児）に係る保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）円		
定義	階層	標準時間	短時間	
生活保護法による被保護世帯	A	0	0	
市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	(B)	0	0	
市民税非課税世帯（B）階層以外	B	0	0	
A階層及びB階層を除き、 市民税の額の区分が次の 区分に該当する世帯 ■4月～8月分保育料 令和7年度市民税額 ■9月～3月分保育料 令和8年度市民税額	均等割の額のみ（所得のない世帯） （ひとり親世帯等）	(C)	5,000	4,900
	均等割の額のみ（所得のない世帯） (C)階層以外	C	10,000	9,800
	所得割 24,300円未満 （ひとり親世帯等）	(D1)	6,000	5,850
	所得割 24,300円未満 (D1)階層以外	D1	12,000	11,700
	所得割 24,300円以上 48,600円未満 （ひとり親世帯等）	(D2)	6,500	6,350
	所得割 24,300円以上 48,600円未満 (D2)階層以外	D2	13,000	12,700
	所得割 48,600円以上 57,000円未満 （ひとり親世帯等）	(D3)	7,000	7,000
	所得割 48,600円以上 57,000円未満 (D3)階層以外	D3	15,000	14,700
	所得割 57,000円以上 67,000円未満 （ひとり親世帯等）	(D4)	7,000	7,000
	所得割 57,000円以上 67,000円未満 (D4)階層以外	D4	17,000	16,700
	所得割 67,000円以上 77,000円未満 （ひとり親世帯等）	(D5)	7,000	7,000
	所得割 67,000円以上 77,000円未満 (D5)階層以外	D5	19,000	18,600
	所得割 77,000円以上 77,100円以下 （ひとり親世帯等）	(D6)1	7,000	7,000
	所得割 77,101円以上 87,000円未満 （ひとり親世帯等）	(D6)2	21,000	20,600
	所得割 77,000円以上 87,000円未満 (D6)1階層、(D6)2階層以外	D6	21,000	20,600
	所得割 87,000円以上 97,000円未満	D7	23,000	22,600
	所得割 97,000円以上 133,000円未満	D8	26,000	25,500
	所得割 133,000円以上 169,000円未満	D9	30,000	29,400
	所得割 169,000円以上 213,000円未満	D10	33,000	32,400
	所得割 213,000円以上 257,000円未満	D11	34,000	33,400
所得割 257,000円以上 301,000円未満	D12	35,000	34,400	
所得割 301,000円以上 397,000円未満	D13	37,000	36,300	
所得割 397,000円以上	D14	40,000	39,300	